

次のケースは「いじめ」に該当するか？

①児童Aが友人を探そうと何らの意図なく教室内を見回していたところ、その視界内にいた児童Bが、児童Aによってプイと無視されたと感じた場合

次のケースは「いじめ」に該当するか？

②児童Aが教室内を歩いていたところ、ミスでつまづいて倒れ、そのときに児童Bのほうへ倒れ掛けり、児童Bが肉体的な苦痛と、児童Aから不当な行為をされたと感じた場合。

次のケースは「いじめ」に該当するか？

③児童Aが好意から励ましの意図で児童Bに  
対し「がんばれ」と言ったところ、児童Bは  
それに対し誤解して非常に傷つき、被害感情  
を感じた場合

次のケースは「いじめ」に該当するか？

④児童Aが普段から児童Bにちょっかいをかけられて頭をたたかれるなどしていた中で、この時も頭をたたかれるなどしたため、児童Bに対し、すぐさま、「やめろ」などといって、児童Bの足を強くけり、そのために、児童Bは肉体的苦痛と児童Aに不当にやられたと感じた場合

次のケースは「いじめ」に該当するか？

⑤児童Aが児童Bに対し嫌がらせをしたところ、児童Bが泣き出したり、児童Aはそれを見て反省し、すぐに児童Bに謝り、児童Bもそれを受け入れて、仲直りした場合

# いじめ防止対策推進法

## 第2条

「いじめ」とは、（中略）心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

# いじめ防止対策推進法

## 第2条

「いじめ」とは、（中略）心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

力関係

動機や悪意の有無

継続性

一方的か